

「藤沢市（仮称）行財政改革 2020 基本方針（素案）」 に関するパブリックコメントの実施結果について

「藤沢市（仮称）行財政改革 2020 基本方針（素案）」に関するパブリックコメント（市民意見公募）の実施結果について、提出されたご意見と本市の考え方を次のとおり公表します。

1 パブリックコメントの概要

(1) 件名

藤沢市（仮称）行財政改革 2020 基本方針（素案）

(2) 実施期間

2016年（平成28年）11月28日（月）から同年12月28日（水）まで

(3) 周知方法

ア 事前周知

広報ふじさわ 11月25日号及び市ホームページ「パブリックコメント手続きの実施状況」に掲載。

イ 実施期間中

行政総務課，市役所受付案内，市政情報コーナー，各市民センター・公民館で資料及び意見募集用紙を配架するとともに，市ホームページ「パブリックコメント手続きの実施状況」に掲載。

(4) 募集方法

行政総務課へ持参，郵送，ファクス又は市ホームページ専用フォームにより受付

(5) 意見等を提出できる方

市内在住・在勤・在学の方，市内に事業所等を有する方，その他利害関係者

2 実施結果

(1) 意見を寄せられた方 4名

(2) 意見の総件数 4件（うち意見を反映した件数 1件）

(3) 内訳

ア 意見提出者		
市内在住・在勤・在学の方		4名（4件）
市内に事業所等を有する方		0名（0件）
その他利害関係者		0名（0件）
イ 提出方法		
持参		0名（0件）
郵送		0名（0件）
ファクス		0名（0件）
市ホームページ専用提出フォーム		4名（4件）

ウ 内容別の意見件数		
「3 本市における将来課題」に関する意見		2件
「(1) 少子化の進展」に関する意見		1件
「(4) 財政状況の見通し」に関する意見		1件
「4 (仮称) 行財政改革2020の取組」に関する意見		2件
「(1) (仮称) 行財政改革2020の改革の柱」に関する意見		1件
「(2) (仮称) 行財政改革2020の進め方」に関する意見		1件
エ 処理内訳		意見番号
既に基本方針に提出された意見の趣旨が含まれているもの		1件 3番
意見を基本方針に反映した件数		1件 4番
その他参考意見		2件 1番、2番

※右欄に記載の「意見番号」は、下記「(4) 意見の概要及び市の考え方」中の各番号を示すものです。

(4) 意見の概要及び市の考え方

番号	基本方針 (素案) 該当頁	意見の概要	市の考え方
1	3頁	将来課題として「少子化の進展」があげられているが、少子化対策は行わないのか。保育園が足りないと思う。	少子化対策などの将来課題に対しましては、行財政改革による行政サービスの改善や財源の捻出により、効率的効果的な対応を図るよう取り組んでまいります。
2	7頁	基本方針だけでは具体的にどのようなことを行い、どのような成果が得られるかが分からない。このままでは545億円足りないので、数値化された目標を掲げることも必要ではないか。	今後、基本方針の改革の柱に基づき、数値化した目標を含め、具体的な取組内容や項目を実行プランとして定めてまいります。
3	9頁	外部への委託も一定程度必要であると考えてるので、市役所内の業務の委託化をどんどん進めていただきたい。	アウトソースの活用は、BPRの推進の中で生じる一つの対応策と捉えております。

4	13頁	<p>4年間の取組期間と書かれているが、同じことを4年間やっていくだけではなく、年度ごとに改革の成果を確認して、その都度実行プランに反映させていったら良いと思う。</p>	<p>取組結果については、外部の有識者等により構成される藤沢市行財政改革協議会においてその成果を確認するとともに、市議会「行政改革等特別委員会」への報告や市ホームページでの公表を行います。</p> <p>また、各年度における成果を確認した際、目的を達成した場合は実行プランの対象から外すことや、新たな課題を設定するなど、状況変化に対応し、その都度実行プランへ整理を行うとともに、進捗管理を徹底してまいります。</p> <p>なお、いただいたご意見の内容につきましては、「ウ 進行管理」の中に反映させていただきます。</p>
---	-----	---	---

以上

(事務担当)
藤沢市総務部 行政総務課 (行政改革推進担当)